

京都大学創立百二十五周年記念事業委員会要項等新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p>京都大学創立百二十五周年記念事業委員会要項 (平成25年12月10日総長裁定)</p> <p>(前 略)</p> <p>第2 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) 総長 (2) 理事（非常勤の理事を除く。） (3) 総長が指名する副理事 (4) 副学長（第2号に掲げる者を除く。） (5) 研究科長 (6) 附置研究所の長 (7) 医学部附属病院長 (8) 生態学研究センター長、フィールド科学教育研究センター長、野生動物研究センター長及びヒト行動進化研究センター長のうちから総長が指名するもの 1名 (9) 国際高等教育院長、大学院教育支援機構長、学生総合支援機構長、環境安全保健機構長、情報環境機構長、図書館機構長、<u>産官学連携本部長</u>、<u>オープンイノベーション機構長</u>、<u>国際戦略本部長</u>及び人と社会の未来研究院長 (10) 高等研究院長 (11) その他部局長のうちから総長が指名するもの 1名 (12) 総長が指名する事務本部の部長</p> <p>(後 略)</p>	<p>第2</p> <p>(1) (2) (3) (4) (5) (6) } (同 左) (7) (8)</p> <p>(9) 国際高等教育院長、大学院教育支援機構長、学生総合支援機構長、環境安全保健機構長、情報環境機構長、図書館機構長、<u>成長戦略本部長</u>、<u>国際戦略本部長</u>及び人と社会の未来研究院長</p> <p>(10) (11) } (同 左) (12)</p> <p style="text-align: center;">附 則（令和6年3月総長裁定） この要項は、令和6年4月1日から実施する。</p>
<p>京都大学産学共同実用化促進事業実施委員会要項 (平成25年9月10日総長裁定)</p> <p>(前 略)</p> <p>第3 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織す</p>	<p>第3 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織す</p>

改正前	改正後
<p>る。</p> <p>(1) 産官学連携担当の理事（以下「担当理事」という。）</p> <p>(2) 総長が指名する理事及び副学長</p> <p>(3) 部局長 若干名</p> <p>(4) <u>産官学連携本部長</u>及び副本部長</p> <p>(5) 総務部長、財務部長及び<u>研究推進部長</u></p> <p>(6) その他総長が必要と認める者 若干名</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(中 略)</p> <p>第8 委員会に関する事務は、<u>研究推進部産官学連携課</u>において処理する。</p> <p>(後 略)</p> <p>京都大学ローム記念館規程 (平成17年9月13日総長裁定)</p> <p>(前 略)</p> <p>(統括管理者)</p> <p>第4条 記念館に統括管理者を置き、<u>産官学連携本部長</u>をもって充てる。</p> <p>(中 略)</p> <p>(運営委員会)</p> <p>第20条 記念館に、記念館の運営に関する重要事項を審議するため、ローム記念館運営委員会（以下本条において「委員会」という。）を置く。</p> <p>2 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) 統括管理者</p> <p>(2) <u>産官学連携本部</u>の教授 若干名</p> <p>(3) 桂地区（工学研究科）事務部長</p> <p>(4) その他統括管理者が必要と認める者 若干名</p> <p>3～6 (略)</p>	<p>る。</p> <p>(1) } (同 左)</p> <p>(2) }</p> <p>(3) }</p> <p>(4) <u>成長戦略本部長</u>及び副本部長</p> <p>(5) 総務部長、財務部長及び<u>渉外・産官学連携部長</u></p> <p>(6) } (同 左)</p> <p>2・3 }</p> <p>第8 委員会に関する事務は、<u>成長戦略本部</u>において処理する。</p> <p>附 則（令和6年3月総長裁定） この要項は、令和6年4月1日から実施する。</p> <p>(統括管理者)</p> <p>第4条 記念館に統括管理者を置き、<u>成長戦略本部長</u>をもって充てる。</p> <p>(運営委員会)</p> <p>第20条 (同 左)</p> <p>2 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) (同 左)</p> <p>(2) <u>成長戦略本部</u>の教授 若干名</p> <p>(3) (同 左)</p> <p>(4) } (同 左)</p> <p>3～6 }</p>

改正前	改正後
<p>(後 略)</p> <p>京都大学宇治地区先端イノベーション拠点施設規程 (平成23年3月8日総長裁定)</p> <p>(前 略) (統括管理者)</p> <p>第4条 拠点施設に統括管理者を置き、<u>産官学連携本部長</u>をもって充てる。 (中 略) (運営委員会)</p> <p>第17条 拠点施設に、拠点施設の運営に関する重要事項を審議するため、宇治地区先端イノベーション拠点施設運営委員会（以下本条において「委員会」という。）を置く。 2 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。 (1) 統括管理者 (2) 化学研究所長、エネルギー理工学研究所長、生存圏研究所長及び防災研究所長 (3) <u>研究推進部長</u> (4) 宇治地区事務部長 (5) その他統括管理者が必要と認める者 若干名 3～6 (略) (後 略)</p> <p>京都アカデミアフォーラム規程 (平成29年6月13日総長裁定)</p> <p>(前 略)</p>	<p>附 則（令和6年3月総長裁定） この要項は、令和6年4月1日から実施する。</p> <p>(統括管理者)</p> <p>第4条 拠点施設に統括管理者を置き、<u>成長戦略本部長</u>をもって充てる。 (中 略) (運営委員会)</p> <p>第17条 } 2 } (同 左) (1) (2) (3) <u>渉外・産官学連携部長</u> (4) } (5) } (同 左) 3～6 }</p> <p>附 則（令和6年3月総長裁定） この要項は、令和6年4月1日から実施する。</p>

改 正 前	改 正 後
<p>(統括管理者)</p> <p>第6条 アカデミアフォーラムに統括管理者を置き、<u>産官学連携本部長</u>をもって充てる。</p> <p>(中 略)</p> <p>(事務)</p> <p>第24条 アカデミアフォーラムの管理運営に関する事務は、<u>研究推進部産官学連携課</u>の協力を得て、東京オフィス事務室において処理する。</p> <p>(後 略)</p> <p style="text-align: center;">京都大学の名義並びにエンブレム、ロゴタイプ及びスクールカラーに関する規程 (平成21年10月20日総長裁定)</p> <p>(前 略)</p> <p>第11条 本学の名義等は、営利目的に使用してはならない。ただし、次の各号に該当する場合は、担当理事に使用を申請し、その許可を受けた場合に限り、本学の名義等を使用することができる。なお、担当理事は、当該使用の適否の検討に際し、必要に応じて<u>産官学連携本部長</u>に意見を聴取できる。</p> <p>(1) 本学の役員及び職員以外の者が行う本学との共同研究、受託研究等の研究成果に関する広告及び当該研究成果に基づいて開発する製品の広告に本学の名義等を使用する場合</p> <p>(2) 本学の名義等を使用した商品を販売する目的で本学の名義等を使用する場合</p> <p>(3) 本学の名義等を利用して役務を提供する目的で本学の名義等を使用する場合</p> <p>(4) その他担当理事が適当と認める場合</p> <p>(中 略)</p> <p>(事務)</p> <p>第15条 本学の名義等の使用に関する事務は、<u>渉外部広報課</u>において処理する。</p>	<p>(統括管理者)</p> <p>第6条 アカデミアフォーラムに統括管理者を置き、<u>成長戦略本部長</u>をもって充てる。</p> <p>(事務)</p> <p>第24条 アカデミアフォーラムの管理運営に関する事務は、<u>成長戦略本部</u>の協力を得て、東京オフィス事務室において処理する。</p> <p style="text-align: center;">附 則 (令和6年3月総長裁定) この要項は、令和6年4月1日から実施する。</p> <p>第11条 本学の名義等は、営利目的に使用してはならない。ただし、次の各号に該当する場合は、担当理事に使用を申請し、その許可を受けた場合に限り、本学の名義等を使用することができる。なお、担当理事は、当該使用の適否の検討に際し、必要に応じて<u>成長戦略本部長</u>に意見を聴取できる。</p> <p>(1)]</p> <p>(2) — (同 左)</p> <p>(3)]</p> <p>(4)]</p> <p>(事務)</p> <p>第15条 本学の名義等の使用に関する事務は、<u>渉外・産官学連携部広報課</u>において処理する。</p>

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">京都大学におけるライセンス等の対価として取得する株式等取扱規程 (平成24年3月6日総長裁定)</p> <p>(前 略)</p> <p>第4条 <u>産官学連携本部長</u> (以下「本部長」という。) は、ライセンス等の対価について、大学発ベンチャー企業から株式等による支払いの申込みを受けたときは、当該大学発ベンチャー企業の財務状況その他株式等の取得の妥当性を判断するために必要な事項を審査し、その取得の可否を決定するものとする。</p> <p>2 本部長は、前項の規定により株式等の取得を妥当と判断し、株式等を取得した場合は、その旨を総長に報告するものとする。</p> <p>(後 略)</p>	<p style="text-align: center;">附 則 (令和6年3月総長裁定) この要項は、令和6年4月1日から実施する。</p> <p>第4条 <u>成長戦略本部長</u> (以下「本部長」という。) は、ライセンス等の対価について、大学発ベンチャー企業から株式等による支払いの申込みを受けたときは、当該大学発ベンチャー企業の財務状況その他株式等の取得の妥当性を判断するために必要な事項を審査し、その取得の可否を決定するものとする。</p> <p>2 (同 左)</p> <p style="text-align: center;">附 則 (令和6年3月総長裁定) この要項は、令和6年4月1日から実施する。</p>
<p style="text-align: center;">京都大学基金を通じたクラウドファンディングの実施に関する規程 (令和3年7月13日総長裁定)</p> <p>(前 略)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 部局 各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等 (国立</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 } (同 左)</p> <p>(1)～(5) }</p> <p>(6) 部局 各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等 (国立</p>

改正前	改正後
<p>大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号）第3章第7節及び第8節並びに第9節から第11節までに定める施設等をいう。）並びに事務本部及び<u>国際・共通教育推進部</u>をいう。</p> <p>（中略）</p> <p>（実施の申請）</p> <p>第4条 実施責任者は、クラウドファンディングを実施しようとするときは、所属部局の長（事務本部及び<u>国際・共通教育推進部</u>にあつては、プロジェクトの内容に応じ、所掌する理事又は副学長。以下同じ。）の承認を得た上で、別紙様式により担当理事に申請するものとする。</p> <p>（中略）</p> <p>（事務）</p> <p>第10条 クラウドファンディングの実施に関する事務は、<u>渉外部渉外課</u>において処理する。</p> <p>（後略）</p>	<p>大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号）第3章第7節及び第8節並びに第9節から第11節までに定める施設等をいう。）並びに事務本部をいう。</p> <p>（実施の申請）</p> <p>第4条 実施責任者は、クラウドファンディングを実施しようとするときは、所属部局の長（事務本部にあつては、プロジェクトの内容に応じ、所掌する理事又は副学長。以下同じ。）の承認を得た上で、別紙様式により担当理事に申請するものとする。</p> <p>（事務）</p> <p>第10条 クラウドファンディングの実施に関する事務は、<u>成長戦略本部</u>において処理する。</p> <p>附 則（令和6年3月総長裁定） この要項は、令和6年4月1日から実施する。</p>